

令和4年度

港北中学校いじめ防止基本方針



1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校は、上記のことを踏まえ、また、本校の努力目標である「ともに学ぶ学校～自分を見つめる活動を通して～」の実現を目指して、以下の点を旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

- 全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにする。
- 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、「いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」ことについて、生徒が十分に理解できるようにする。
- いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、教育委員会・家庭・地域・関係機関等との連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

2 校内体制

- 校長をいじめ防止対応の責任者とし、「いじめ等対策委員会」を中心として教職員間の緊密な情報交換や共通理解の徹底を図り、一致協力して対応する体制で臨む。
- いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、多様な専門性をもった職員が多面的に関わるなど、学校全体で組織的に対応する。
- 「いじめ等対策委員会」の構成員
校長・教頭・教務主任・校務主任・生徒指導主事(子ども応援委員会コーディネーター)・保健主事・各学年主任・特別支援教育主任・養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

3 教職員一人一人の心構え

- 教職員一人一人が子どもの心に届く指導を心掛ける。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- 生徒と触れ合う時間をできる限り多く取る。
- 生徒の話に耳を傾け、親身になって対応し、生徒が何でも相談できる信頼関係を築く。
- いじめ防止対策推進法第2条のいじめの定義に従って、積極的に認知する。
- いじめを見過ごしたり、気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりしない。
- いじめ（特に、暴力を伴わぬいじめ）は、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するし、指導につなげる。
- 暴力的な行為など「目に見えるいじめ」を目撃した場合は、速やかに止めなどの指導を最優先させる。

4 未然防止の取組

- 学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を、全ての生徒に提供し、生徒の自己肯定感・自己有用感が高まるよう努める。
- 生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で、授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや、集団づくりを行う
- 集団の一員としての自覚や自信を育むとともに、互いの違いを認め合うことにより多様性を認める。多様性の中で相互に補い合っていく中で、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

(1) 道徳教育・人権教育

- 「一人一人を大切にする」「相手の立場になって考える」「自分がされたくないことは相手にもしない」等、他を思いやる心、自他の命を大切にする心を育む。特に、道徳教育の実践を通して、豊かな心の育成を図る。「死ね」「うざい」「きもい」など、人権意識に欠けた言葉遣いに対する指導の徹底に努める。

(2) 授業づくり

- 生徒の自己肯定感を高めるために、「分かる授業」「一人一人が主体的に活動する授業」づくりに向けた教師一人一人の授業力向上に努める。
- 公開授業等により、互いの授業を参観し合う機会を位置付けるよう努め、教科の観点からだけでなく、生徒指導の観点から、自他の授業を、振り返り参考にし合うようにする。

(3) 集団づくり

- 社会体験や交流体験の機会を計画的に配置し、他の生徒や大人との関わり合いを通して、生徒が自ら「人と関わることの喜びや大切さ」に気付き、学ぶ機会を設定する。
- 単に生徒が何かを体験すればよい、子ども同士が交流を深めればよい、といった意識ではなく、生徒の年齢や発達段階に応じた集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、多様性を認め合い、「友達のよさに目を向け、積極的に認め合う活動」「グループや学級全体で助け合い、共通目標を達成する活動」など、生徒の創意や工夫に富んだ主体的な活動の場や機会を設定する。
- 生徒会の取組において、「なごやINGキャンペーン」「夢と命の絆づくり推進事業」等の機会を生かし、生徒自身がいじめの問題を自分たちの問題として受け止める、そして、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるよう働きかける。

《学校全体での取組・活動》

学校努力点「ともに学ぶ学校」

～自分を見つめる活動を通して～ の推進

「体育大会」「合唱コンクール」

《各学年での中心となる取組・活動》

【1年生】「校外学習」「市内分散学習」「着こなしセミナー」

【2年生】「稻武野外学習」「職場体験学習」

【3年生】「修学旅行」「体験入学」「マナー講習会」

【特別支援学級】「きらめき展」「卒業生を励ます会」

《生徒会での取組》

「港北ボランティアクリーン活動」「港北中INGキャンペーン」

「地域ふれあい交流会」「3年生を送る集会」

5 早期発見の取組

学級や部活動など、学校生活全ての場において、子どもをきめ細かく見守る。いじめの早期発見のために、日常的な観察とともに、質問紙によるアンケート調査、教育相談等における面談、スクールライフノート、生活ノートの活用などを計画的に行い、日常の生徒の様子を把握する。また、子ども応援委員会と定期的に情報交換を行うことで早期発見に努める。

(1) 日常的な観察

- 日頃から生徒との触れ合いや生徒への声掛けを多くして、生徒一人一人の交友関係、行動、思考の特徴をよく理解するようにし、いじめの兆候、生徒が示すサインを見逃さないようにすると同時に、想像力をもって生徒の心の悩みや苦しみに気付けるようとする。

(2) 「学校生活アンケート」

- 学級集団づくりに活用する中で、結果として表れる「学級での満足度」「学校生活における意欲」「ソーシャルスキルの定着具合」を基に、状況によって即時に、生徒個々の対応をする。
- 結果の活用について、年二回実施しているWEBQUの結果については、全教職員で情報を共有すると共に、子ども応援委員会、指導室にも報告を行う。

(3) 定期的な記名式・無記名式のアンケート調査

- 「記名式・無記名式アンケート」の実施により、いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握する活動をすることで、いじめの未然防止に努めるとともに、早期発見の取り組みにつなげる。

(4) 緊急的なアンケート調査

- 重大事態が生じたときなど、事実関係を把握する必要がある場合は、緊急的にアンケート調査を行う。

(5) 教育相談

- いじめの被害者は「全力で守る」という学校・教職員の姿勢・決意を示す。他の生徒のいじめについて見聞きした場合は、勇気をもって相談するよう呼び掛けるとともに、情報の発信元は絶対に明かさないと伝えておく。
- 気軽に相談できる存在があることを知らせるために、年度当初に、全生徒に、短時間でスクールカウンセラー等との面談を実施する。また、転入時においては、学級担任以外にスクールカウンセラーや養護教諭などに個別に引き合わせるようにする。
- (2)(3)でのアンケート調査の結果等を基に、全ての生徒を対象として、年に2回、教育相談の機会を設ける。
- 生徒が希望する場合は、担任以外の教職員、スクールカウンセラーへの相談機会を積極的に設ける。

(6) 保護者・地域との連携

- 保護者に対しては、日頃から生徒の良い点や気になる点など、学校の様子について連絡するよう努めるとともに、生徒について気になることがあれば、速やかに学校に連絡していただくよう依頼しておく。また、定期的に保護者会をもち、情報の共有に努める。
- 地域に対しては、「いじめ・問題行動等防止対策連絡会議」の場等を活用し、生徒について気になることがあれば、速やかに学校に連絡が入るよう依頼しておく。

(7) 相談機関紹介カード「あったかハート」の配布

- 年度当初に、全生徒に配布し、各相談機関について周知する。
- 生徒手帳に入れておくなど、いつでも見ることができるよう指導する。

(8) SNS相談

- 相談する先が24時間365日であることを中学1年生～3年生生徒に周知し、アクセスコードを配付する。また、学習者用タブレット端末を使

つて、SNS相談の体験活動をさせる。

6 いじめに対する措置（重大事態・警察との連携を含む）

- 特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、教育委員会・関係機関等と連携し、対応に当たる。とりわけ、児童虐待や重大ないじめ、自死などにつながる恐れのあるハイリスクな要因を抱えた生徒に関しては、早期発見・早期対応の上で、関係機関との連携を図る。
- 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。

(1) いじめの発見時や相談・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけ、複数で一人を囲んでいる状況など、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり注意したりする。
- 生徒や保護者からの訴えに対しては、軽視したり後回しにしたりせず、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から、的確に関わりを持つようにする。その際、いじめられた生徒や、いじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- 発見したり通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込まず、速やかに「いじめ等対策委員会」に報告し、情報を共有する。
- 「いじめ等対策委員会」を中心として、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- 以下のような「重大事態」に該当する、又は該当するかもしれないと思われる事案が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、連携を図りながら対応に当たる。

○ 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」

- ・30日を待たず、1週間をめどに連絡し概要を報告する

※また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたと申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

- 状況に応じて、所轄警察署・法務局・児童相談所など、関係機関との連携を図る。

(2) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- 常に複数の教職員で見守りながら、徹底して守り通すことや、秘密を守ることを伝え、安心して学校生活を継続するよう伝える。
- 上記の対応によっても、いじめられた生徒が、学校を欠席せざるを得ない状況が続く場合には、学習の支援など、いじめられた生徒及びその保護者の心情に寄り添いながら支援する。
その際、「出欠席の取り扱い」「内申も含めた成績への影響」について、いじめられた生徒に不利益が生じないことを初期段階から説明するよう配慮する。
- 保護者には、電話連絡だけでなく、家庭訪問等により、その日のうちに事実関係を伝える。
- 状況に応じて、子ども応援委員会・スクールカウンセラーや外部専門家の協力を得る。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折

りに触れ必要な支援を行う。

(3) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の発達に配慮する。
- いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、「特別の指導計画による指導」のほか、「教育委員会による出席停止」、「警察との連携による措置」も含め、毅然とした対応をする。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- 傍観者に対しては自分の問題として捉えさせ、観衆に対してはいじめに加担する行為であることを理解させる。
- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- いじめの解決とは、謝罪のみで終わるものではなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻すことをもって判断するようとする。
- 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(5) ネット上のいじめへの対応

- 名誉毀損やプライバシー侵害等、不適切な書き込み等については、教育委員会が委託する業者や所轄警察署に相談し、直ちに削除する措置をとる。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- 警察による全体指導を実施したり、相談機関の窓口や、関係機関が実施する取組を周知したりする。
- パスワード付きサイトやSNS、スマートフォンや携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育の充実を図る。
- 保護者に対しても、文書配付による啓発活動を実施して、現状について理解を求めるとともに、家庭における「スマートフォンや携帯電話の使用に関する約束事」を決めておいていただくよう、折に触れて依頼する。

7 重大事態への対処

(1) 学校または教育委員会による調査

- 重大事態の発生時の報告および調査

① 重大事態とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(いじめ防止対策推進法第28条)

例えば、以下のようなケースが想定される。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

- ・ 「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、一定期間（一週間をめど）、連続して欠席しているような場合には、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大な被害が生じたという申し立てがあったとき、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。調査の方法や留意事項は、「名古屋市いじめ防止基本方針」「いじめの重大事態に関するガイドライン」「不登校重大事態に係る調査の指針」を参照する。

② 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様子であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があつたか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- ア 児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- イ 事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行う。
- ウ いじめられた児童生徒に対しては、継続的なケアを行う。

いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合（入院・死亡）

- ア 当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取する。
- イ 迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ※ 自殺の背景調査における留意事項
自殺の背景調査については、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

8 子ども応援委員会との連携

必要に応じて、子ども応援委員会との連携を図り、未然防止及び早期発見の取組を進めるとともに問題の解決に努める。

9 校内研修の実施

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施し、教職員の資質向上に努める。

10 学校評価の実施

いじめの防止等のための対策に関する取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて、その結果を公表する。

◆ いじめが発生した場合の対応の流れ ◆

直接目撃した
(暴力行為、からかい、死ね等の言葉など)

通報・相談を受けた
(本人、他の生徒、保護者などから)

その場で制止・指導
軽視・見て見ぬふりしない

真摯に傾聴
軽視・後回ししない

「いじめ等対策委員会」へ、事実を迅速・正確に報告

校長・教頭・教務主任・校務主任・生徒指導主事・保健主事・各学年主任・養護教諭・S C
当該生徒の担任・部活動顧問

- ◆情報の共有
- ↓
- ◆対応策の検討・協議・決定
- ↓
- ◆関係生徒に関する情報収集
- ↓
- ◆関係生徒等への事情聴取
- ↓
- ◆いじめの有無の確認
- ↓
- いじめの認知・判断**

重大事態

ネット

- ◆病院搬送等応急処置
- ◆教育委員会への一報
- ◆子ども応援委員会との連携
- ◆警察・法務局等への相談通報(校長・教頭)
- ◆緊急アンケートの実施(教務主任・生徒指導主事)
-
- ◆教育委員会への一報
- ◆委託業者へ相談(校長・教頭)

- ◆被害・加害生徒の保護者への連絡・家庭訪問(担任・教務主任)等
- ◆被害生徒の安全確保・心のケア(担任・養護教諭・S C)等
- ◆加害生徒への指導・別室指導等の措置(担任・学年主任・生徒指導主事)等
- ◆聴衆・傍観者への指導(担任・学年主任・生徒指導主事)等
- ◆状況に応じた謝罪等の場の設定(生徒指導主事・教務主任・教頭)等

※ 客観的な事実(聞き取りの内容等)を、時系列で正確に記録。子ども応援委員会との連携。

一定の解消

→ 繼続指導・経過観察

→ 再発防止・未然防止の取組

港北中学校年間計画

月	諸会議等	未然防止の取組	早期発見の取組	校内研修
4	職員会議 ・指導方針 ・指導計画 いじめ等対策委員会①	・互いを認め合う学級づくり ・学校生活のきまりについて ・学校生活アンケートの結果の引き継ぎ ・全職員で生徒理解	あつたかハート配布	研修① 現職教育 ・生徒理解(生活面) 研修② 現職教育 ・生徒理解(保健面)
5	いじめ等対策委員会②	★こころの元気チェック① ・なごやINGキャンペーンの取組 プログラム実践①	・学校生活アンケート I ・子ども応援委員会との情報共有	研修③ 現職教育 ・教育相談の持ち方① ・自殺予防教育(講演会視聴)
6	いじめ等対策委員会③	★こころのパンフレットの授業 ・環境ウィーク・トライ&アクション ★ストレスマネジメントの授業(1年)	↑ わかる授業 ・教育相談週間① ・自殺予防教育授業 ・いじめアンケート I(記名式) ・教育相談アンケート ・SCIによる全員面談	↑ スクールライフノート ・研修④ 現職教育 ・学校生活アンケート結果の活用① ・自殺予防教育(授業実践検討)
7	いじめ等対策委員会④ ・情報共有 ・情報提供 ・対策検討	★こころのSOS(DVD)の授業 プログラム実践②	個人懇談会週間① ・保護者と情報共有 ・学校生活アンケート I 結果分析及び支援方法の共通理解	研修⑤ いじめ防① ・情報共有・情報提供 ・対策検討 ・人権研修
8	いじめ等対策委員会⑤	・部活動や出校日を中心に様子を把握		
9	いじめ等対策委員会⑥	★こころの元気チェック② プログラム実践③	・子ども応援委員会との情報共有	研修⑥ ・自殺予防教育(ゲートキーパー)
10	いじめ等対策委員会⑦	★こころのパンフレットの授業 ★ストレスマネジメントの授業(2年)	教育相談週間② ・学校生活アンケート II ・いじめアンケート II(無記名) ・教育相談アンケート	
11	いじめ等対策委員会⑧	なごやINGキャンペーンの取組 ・全職員で情報共有	個人懇談会週間② ・保護者と情報共有 ・自殺予防教育 ・子ども応援委員会との情報共有	研修⑦ 現職教育 教育相談の持ち方② 研修⑧ 現職教育 学校生活アンケート結果の活用②
12	いじめ等対策委員会⑨	・港北中INGキャンペーん プログラム実践④ 人権週間ににおける取組 ★こころのSOS(DVD)の授業	人権週間にについての講演会 ・学校生活アンケート II の結果分析及び支援方法の共通理解	研修⑨ ・人権教育
1	いじめ等対策委員会⑩ ・情報共有 ・情報提供 ・対策検討	★こころの元気チェック③ ・いじめアンケート III(記名) プログラム実践⑤	・自殺予防教育	研修⑩ いじめ防② ・情報共有・情報提供 ・対策検討
2	いじめ等対策委員会⑪	・市内分散学習 ・いじめアンケート III		研修⑪ ・道徳教育
3	いじめ等対策委員会⑫	・いじめ防止基本方針の見直し	・学校生活アンケートなど 小中における情報交換	研修⑫ ・情報引き継ぎ

